



自由と友愛の独立カトリック教会

The Independent Catholic Church of Liberty and Fellowship

2025年3月25日

世界平和統一家庭連合（旧統一協会）に対する 東京地方裁判所の解散命令に関する公式見解

天主の平和と正義が、この国においてもたらされますように。

自由と友愛の独立カトリック教会は、東京地方裁判所が2025年3月25日、宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一協会）に対し、宗教法人法第81条第1項第1号に基づく解散命令を下した事実を鑑み、以下の通り、信仰の霊的責任と市民社会における法的誠実の双方に立脚する公式見解をここに表明いたします。

一. 信教の自由の不可侵性と公共倫理の要請

信教の自由（日本国憲法第20条、国際人権規約第18条）は、人間の良心と霊性に根ざす自由の最奥部に属し、いかなる国家権力もその内的領域を侵してはなりません。信ずること、語ること、祈ること、礼拝し、共同体を形成することは、人間が神に応答する根源的行為であり、その自由は無条件に保障されねばなりません。

しかしながら、宗教法人とは、単なる信仰の現れではなく、法的法人格の付与を通じて社会的信頼と公益の恩典を受ける制度的存在です。ゆえに、その運営においては、公共倫理に対する責任と説明可能性が要請されます。宗教法人に対する司法的介入は、教義への干渉ではなく、制度的活動が「著しく公共の福祉を害する」とされる場合に限って、憲法秩序の内で慎重に行われるべきものです。

二. 法的判断の根拠と信仰実践の峻別

本件において、裁判所は、高額献金の強要、靈感商法の継続的实施、信徒に対する精神的支配などの組織的行為が、法令違反かつ公共福祉を著しく害するものであると判断しました。これは、信仰告白や儀式、個々の宗教的行為を対象としたものではなく、制度としての宗教法人による行為の連続性と悪質性を問うものです。

私たちは、この区別が厳格に守られたことに注目します。国家が信仰の内容に関与することは許されませんが、制度の濫用が人権侵害をもたらすとき、公共秩序の回復は不可避となります。信仰の自由は、制度的無責任を正当化する根拠にはなりません。

三. 霊的識別としての教会の責任

教会は、ただ制度を護持する集団ではなく、真理と愛のうちに召された神の民です。ゆえに、その存在は、制度的整合以上に、隣人への配慮、社会的弱者の擁護、傷ついた魂への癒しの奉仕において測られるべきです。

もし宗教が、その名のもとに人間の尊厳を損ない、恐怖と従属の構造を内包するならば、それはもはや福音の証しではなく、霊的退廃です。教会は絶えず悔い改めと識別に生きるべきであり、「いかに栄えたか」ではなく、「いかに仕えたか」によってその真価が問われます。

四. 解散命令の制度的意義と信仰的自省

今回の判断は、法人格の取消と特権の剥奪を意味するものであり、宗教的信仰そのものの否定ではありません。したがって、いかなる者も、この判断をもって当該信仰に属する個人の人格を否定し、嘲笑し、あるいは社会的排除を行うことは、決して許されません。

国家は、その介入を厳格に限定し、信仰の内容に立ち入ることなく、あくまでも法的手続の透明性と比例原則に則って対応すべきです。また、この先例が他の宗教法人に及ぼす制度的影響についても、深い識別と社会的対話が要請されます。

五. 結語——祈りと責任とを携えて

自由と友愛の独立カトリック教会は、本件を一宗教団体の問題にとどめることなく、すべての信仰共同体に課せられた霊的倫理の召命として、真摯に受け止めます。

私たちは祈ります——いかなる教会も、自らの制度を絶対化し、神の名によって傷ついた者の声をかき消すことがありませんように。福音は、恐れではなく自由をもたらすものであることを、私たち自身が日々あかしし続けることができますように。

そして、宗教法人制度が、この国において真に信教の自由と公共善との架橋者として信頼される制度であり続けるよう、私たちは制度の内外を問わず、祈りと識別をもって見守り、霊的責任をもって関わり続けてまいります。

「弱い者と孤児の権利を守り、苦しむ人と乏しい人の正しさを認めよ。」

——詩編 82 編 3 節